（雜報掲載可）　（本號六面）　明治廿三年八月十九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百五十一號　火曜日
明治廿三年八月十九日（壬申）
舊暦庚寅七月四日
日出午前五時三分　入午後六時二十五分
月出午後七時五十八分　入午前八時三十分
潮午前七時三十六分　午後七時五十二分
（西暦一千八百九十年）

虎列刺豫防の義捐金募集

去る六月末虎列刺病毒長崎市街に發して忽ち全縣下に蔓延し遂に九州の各縣に廣がり今は中國筋の一二縣に及び此程に至ては東京市街に侵入せんとするの勢あり既に數病に罹りて倒れたる者さへあり若し長崎市街の例を東京府下に再演する事もあらば其慘狀測られざるものあらん素より病毒の豫防に就ては當局者に於て夫れ〳〵方法を設け用意既に整ひたりと雖も斯る病毒蔓延の勢ある今日に當り市民は當局者の爲す所に一任して心を安ずゝ可きに非ず況んや病毒一たび貧民の間に蔓延せば治療の資に窮して其慘狀見るに忍びざるべし隨て病毒傳染の勢を助け府民の禍一方ならざれば本社は此際廣く世間の慈善家諸君に義金を募り大日本私立衛生會に托して府下貧困者施療豫防の資に供せんとす世の慈善者諸君左の諸項に從ひ多少に拘はらず義金を投せられんことを乞ふ　時事新報社

一義捐金は一口十錢以上とす
一義捐金は東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地時事新報社に送付せらるべし
一時事新報社に於て義捐金を受取りたる時は日々正午時までに達したる分を取纏め義捐者の姓名並に義捐金額を翌日の新報に掲載し之を以て金員受取の證とす
一時事新報社に集りたる義捐金は相應の高に達し次第隨時大日本私立衛生會に送付し同會に托して府下貧民のコレラ豫防施療の資に供し義金消費の方法は後日新報紙上に公告すべし

時事新報

政治家と實業家（前號の續）

世間百般の事に權力を有して一擲一笑何れも人の喜憂と爲り綱り威福を弄んで人をして其鼻息を窺はしむるは寡人政治の國に於ける政治家相應の境界なれども立憲政治國に於て經世の事に任ずる者は斯かる小兒の戲を學んで百年の大計を誤る可らず凡そ何等の事柄にても身躬から其事に當りてみゝ始めて儳細に利害得失を知る可きなれば實業社會を知るの深きは固より實業家に若く者あり可らず然るに今彼の政治家が身實業社會に在らず隨て其利害をも感せずして外面より種々の診斷を下し藥劑策と云ひ治療策と云ひ樣々の手術を施して麻酔撞痒果して病家の患所に當り起死回生の功を奏するみとを得べきや實地治療の經驗あり者が驕と病人の容體をも聞かず一片の病理論より思ひ當りて當て推量に已を取ると一般、其治効を奏するは眞に偶然の奇中にして十の八九は病者を誤り其費餘廉を併せて全體に損傷を及ぼすは勢の自然なりと云ふ可し本來政治社會の人が實業社會に喙を容れて法律を作り訓令を與へ嘱くが如く脳肝が如く緊切なるが如く緊重なるが如く始終干渉事新の診あるを免れざるは畢竟その社會の不振を歎き貧制善法を導きて一日も早く之を改良し振興せんとするの熱心より外なら可ず斯かる熱心を抱藏して實業社會の爲めにせんと欲せば事を爲すに先ちて之を實業家に諮り此事は實際に行はる可きや之を行ふて如何なる結果を生ず可きや又其事は實業家中にて平常希望する所に戻るや或は大に適するや云々と十分その事情を探究して政治家も實業家も互に意表を示し合ふて其折合の附く所まで詰め寄り爰に始めて事を決行するみとしも爲らば實業上の立法も自然實際を離れず且つ實地に即して人に接し人に接して萬端迂濶の談なきに至る可し即ち實地病人に接して篤と其容體を質し痛痒の所在を審にして然る後に投劑施藥するの趣向にして今の政治家たる者は實業上の施政に就き常に此趣向を忘れざらんみと我輩の切に願望する所あり斯くて政治家が實業家に近寄り實業上の施政に關して或は自説の當否を下問し或は彼等の發案を容れて之を採擇するの美風を成せば實業家の方も之れに應じて其意望を發表するの仕組を按じ西洋諸國の例に倣ふて有力ある商法會議所を構造するか若くは其他の趣向を以て一種實業上の機關を設け政府の諮問ある毎に逐一之れに答へざる可らず即ち實業家の興論製造所を組織するの必要ある所以よして其の組織方法に就ては我輩聊か卑見あきに非ざれども今暫く之れを擱き兎に角に斯かる場所柄を得れば實業家は彼の政治家に向て其社會の實情を瞭じ改良施設の急所を示して事情必要の場合には其立法の手を假るみとを得べく後來萬端好都合に運ぶ可きは勿論、政治家に取りても亦自から便宜ある可しと申すは他に非ず本年國會開設以後政府の議案として國會に提出する者の中、財政實業に關する者は利害の關係重要にして議論紛糾を極むるみとあらんと雖ども此議案は政府の腹圖推測にて例の通りに構成したる者に非ず一應實業家と相謀りて充分その意見を聞き實地不都合なきを突き留めて然る後に提出したる者なりとゝれば國會議員の面々も一概に之を廢棄す可らず之を廢棄する者は實業家の意望をも察せずして漫に否説を唱ふる者にして取りも直さず自から其實際に迂濶なるを表白するに過ぎざれば自然その議案の精神を重んじて彼の黨論紛雜の渦中に實業上の問題を卷き込むの度合を緩にするみとを得べし左れば彼の政治家をして實業家の意望を重んぜしめ實業家も亦その意望を發表するの仕組を設けて政社間の事に就ては互に腹藏なく評議して事の執行を便にするみと蟹方相互の利益にして今の政治家たる者は實業長年の大計の爲めに先つ此利益の端を開かざる可らざるなり蓋し今の政治上の仕事は實業と共に伸縮する者にして實業上に失政多く間接直接障害を與へて其進歩を見ざるみともあらば税源も今日の如くにして長く其積量を增さず文明進歩人事の益々繁多なるにも拘はら可ず租税額は相替らず八千萬圓内外よして之を增加する能はざるのみか或は之を減少して文明事業に退色を呈するの恐れあしと云ふ可らず近來世間の進歩黨など稱する者が動もすれば政費節減論を唱ふれ共金なくして進歩の事を舉げんとするは固より六ケしき注文にして眞實進歩的思想ある政治家は先つ實業上の發達を謀りて深く其税源を養ひ事業と金とを調合はして着々事を進めざる可らず我輩が我政治家をして今日特に實業の事を重んぜしめ互に相助長して此社會百年の基本を定めんみとを期し反覆論説して已まざるものは其微意自から此邊に存するを見る可きなり　（完）

官報

陸軍衛戍服工長學會條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十三年八月十六日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百七十七號
陸軍被服工長學會條例中左ノ通改正ス
第二條ニ左ノ一項ヲ加フ
陸軍一等軍醫　一名
第八條刪除

勅令第百七十七號參照
勅令第卅號陸軍被服工長學會條例（明治廿三年三月十九日官報）抄錄
第二條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク
會長　陸軍三等軍醫　一名
幹事　陸軍二等軍吏　一名
副幹事　陸軍二三等軍吏　二名
第八條　會ニハ軍醫ヲ附セス在東京軍隊ノ軍醫ヲシテ診療セシム

陸軍現役輜工長輜工長補充條例中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽
明治二十三年八月十六日　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百七十八號
陸軍現役輜工長輜工長補充條例中「三等工長」トアルヲ「工下長」ト改ム

○警察令第十六號
明治十八年（一月）中第一號布達ヲ廢止ス　警視總監子爵田中光顯

警察令第十六號參照
警視廳甲第一號布達（明治十八年一月三十一日）
自今掛附木ニ黃燐ヲ用フルヲ禁ス若シ之ヲ犯セタル者ハ刑法第四百二十七條第八項ニ依リ一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

○警視廳告示第十九號
明治二十三年八月十八日　警視總監子爵田中光顯

警視廳告示第十九號
本年（八月）告示第十六號檢疫所廢止ノ件ニ左ノ一條所ハ廢止ス
一　品川沖第二寮場際
明治二十三年八月十八日　警視總監子爵田中光顯

○法律第六十二號（昨日の續き）

裁判所位置及管轄區域表

管轄裁判所	位置	管轄區域
東京控訴院	東京市區町村	東京市區町村
大阪控訴院	大阪市	大阪市
大阪控訴院	堺市	堺市
大阪控訴院	大阪市	大阪市
大阪控訴院	大阪市	大阪市
大阪控訴院	大阪市	大阪